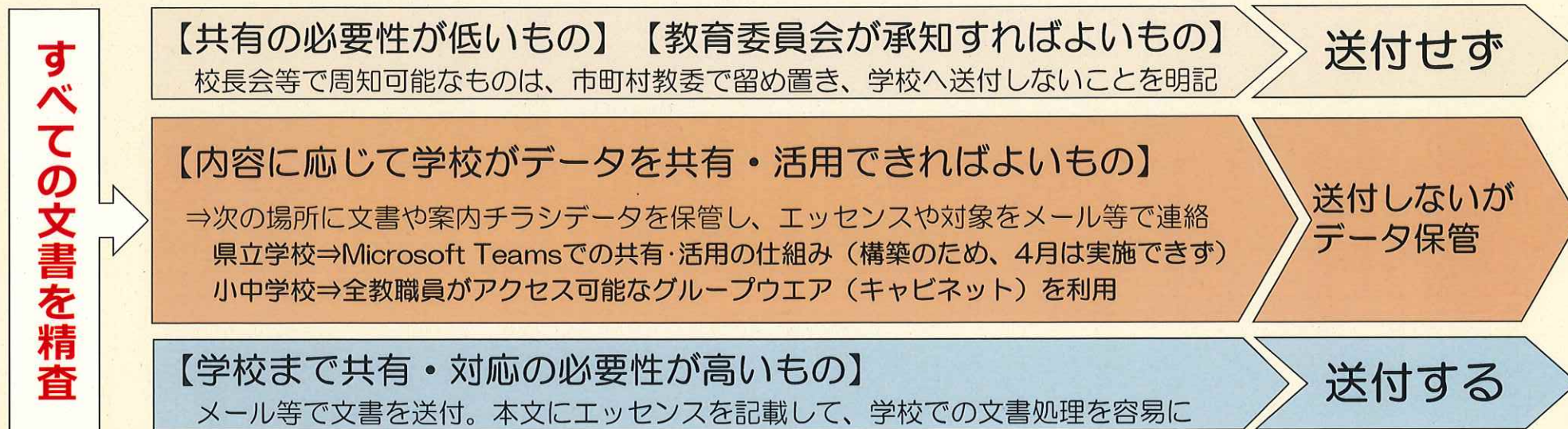


県教育委員会から市町村教委や県立学校に対する文書による依頼を抜本的に削減し、
県教委から学校現場への文書事務の半減を目指す

※ 実施方法等については必要に応じて適宜見直す

① 次の方針に基づき、すべての送付文書について、スクリーニング（精査）を実施



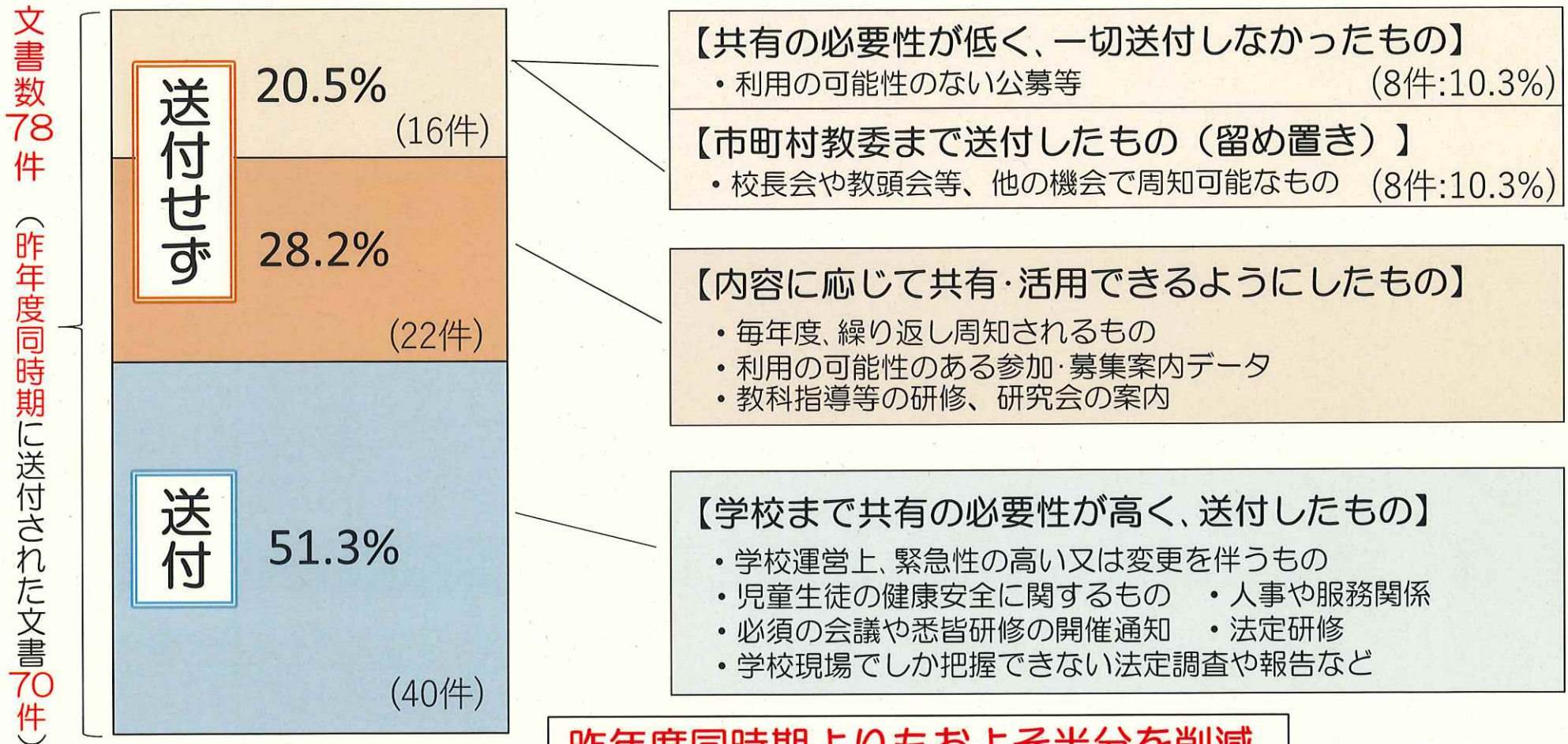
② 参加・作品募集チラシ等について、学校への配布を原則とり止め

- 学校への参加・作品募集については、団体等からのものも含め、**一律チラシ配付はしない。**
⇒ただし、学校の判断で、学校教育の一環として取り組めるようにするため、電子データをグループウェアで管理し、学校が活用できるようにする場合あり。
- 学校や先生方へのアンケート等の依頼については、**原則、受け付けない。**
⇒相談の上、実施の必要があると認める場合においても、実施方法や頻度、内容の見直しを求める。

【4/11～28までの14日間までの取組状況】

- ◆ **小中学校**：これまで学校現場に送付していた文書のおよそ半分を削減。
 - ・学校現場で活用できる募集案内などは、グループウェア（キャビネット）に保管し、各学校が共有・活用できるように配慮。

県教委からの文書送付の状況（小中学校：4/11～4/28までの14日間）



昨年度同時期よりもおよそ半分を削減

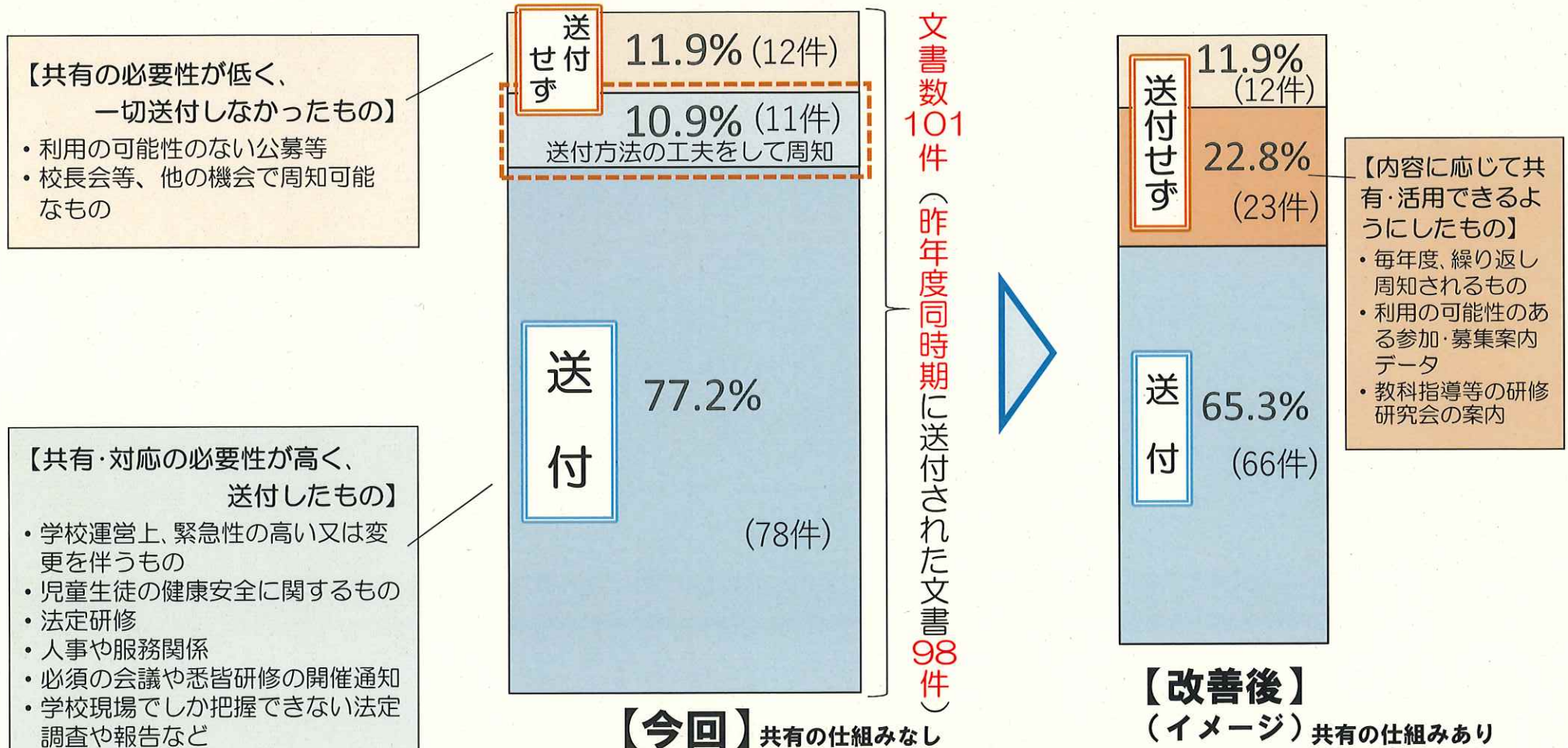
【4/11～28までの14日間までの取組み状況】

◆ 県立学校：これまで学校現場に送付していた文書の1割を削減。今後の改善の余地あり

・今回の期間では、県立学校における共有・活用の仕組みの構築・検討に時間がかかり、小中学校のような「内容に応じた共有・活用」の対応ができず、文書の集約等の工夫をしながら「送付」したため、削減は1割にとどまった。

→改善の余地があり。（5月中旬より小・中学校と同様の共有・活用ができるように対応）

県教委からの文書送付の状況（県立学校：4/11～4/28までの14日間）



昨年度同時期より約1割を削減。改善の余地あり